

茨城県報

第5768号

昭和44年12月11日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●40年10月1日現在の水戸市及び那珂町における国勢調査人口(地方課).....	1
●大倉地区土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	1
●東部地区交換分合計画の一部変更の認可(〃).....	2
●若林, 片神辺, 三村地区土地改良事業の認可(〃).....	2
●中妻地区土地改良事業計画変更の縦覧(〃).....	2
●道路の区域の変更(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(〃).....	3
●都市計画事業の認可(計画第一課).....	3
●建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課).....	3
(公 安 委 員 会)	
●道路の通行の禁止, 制限その他の交通規制の一部改正.....	4
公 告	
●土地立ち入り測量(用地室).....	8

告 示

茨城県告示第1465号

昭和44年5月1日に行なわれた水戸市及び那珂郡那珂町の境界変更に伴う, 昭和40年10月1日現在の国勢調査人口は, 地方自治法施行令第177条第1項第2号の規定によつて次のとおりとなる。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

水 戸 市 154,973人

那 珂 町 30,016人

茨城県告示第1466号

東茨城郡御前山村大字長倉57番地高津信ほか6名から, 昭和44年11月10日付で認可申請のあつた大倉地区土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

(ア) 大倉地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 大倉地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和44年12月16日から昭和45年1月6日まで
- 3 縦覧の場所 御前山村役場

茨城県告示第1467号

昭和34年3月30日付茨城県告示第260号で告示した千代田村石岡市農業委員会、東部地区の交換分合計画の一部変更については、昭和44年12月3日認可した。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1468号

昭和44年7月29日付で鶴戸沼土地改良区から申請のあつた若林、片神辺、三村地区土地改良事業については、土地改良法第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1469号

中妻地区土地改良区が行なおうとする中妻地区土地改良事業計画の変更については適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定より公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類

中妻地区土地改良区定款の写し

中妻地区土地改良事業変更計画書の写し

- 2 縦覧の期間 昭和44年12月16日から昭和45年1月6日まで
- 3 縦覧の場所 水戸市役所
友部町役場
内原町役場

茨城県告示第1471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和44年12月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字上小池字前畑 581地先から	旧	メートル 2.5~8.0	メートル 144.0	
稲敷郡阿見町大字上小池字橋本 588地先まで	新	8.2~16.0	140.0	

茨城県告示第1472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年12月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 土浦竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字上小池字前畑581地先から
稲敷郡阿見町大字上小池字橋本588地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年12月11日

茨城県告示第1473号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、
同法第62条第1項の規定により次のように告示す。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 那珂湊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
那珂湊都市計画公園事業、第2号あづまが丘公園
- 3 事業施行期間 昭和44年12月11日から昭和45年3月31日まで
- 4 事業地 那珂湊市北山の上

茨城県告示第1474号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規
定に基づき公示する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番号	指定年月日	指定の位置	道路幅員及び延長	
			幅員 (m)	延長 (m)
1	44. 12. 11	鹿島郡鹿島町宮中字新町附5281-1	4.00	108.00
2	〃	〃 〃 宮中1915	4.00	61.40
3	〃	〃 〃 宮中1568	4.00	45.00
4	〃	〃 神栖村大字保芝2052	4.00	24.60
5	〃	〃 〃 平泉外十二入会320-16	4.00	22.60
6	〃	〃 〃 〃 19	4.00	57.80
7	〃	北相馬郡取手町井野字前土井896-5, 894	4.00	54.60
8	〃	〃 〃 大字合宿字堤外見場1010-5	4.00	22.17
9	〃	結城市大字結城6035-2, 6036-1, 6037-4, -5	4.00	82.30
10	〃	〃 〃 12021-15	4.00	38.50
11	〃	勝田市大字田彦字寄井新田1016-22, -25	4.00	39.50
12	〃	那珂郡那珂町上菅谷一ノ関4527-4, -8, -9	4.00	32.60
13	〃	笠間市笠間1541-14	4.00	50.80

茨城県告示第1475号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番号	指定年月日	指定の位置	道路幅員及び延長	
			幅員 (m)	延長 (m)
1	44. 12. 11	水戸市堀町字野田原2252-1	4.00	77.06
2	〃	土浦市常名町中嶋後4108-8	4.00	69.80
3	〃	〃 大字中村西根字五十塚1465-3	4.00	47.88

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第30号

道路の通行の禁止, 制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

昭和44年12月11日

茨城県公安委員会委員長 埴 毅

駐車禁止の表31から33までの項を次のように改める。

31	市道	水戸市泉町1丁目3番16号先から同市備前町6番25号先まで (八百徳前交差点から田谷タバコ店前交差点まで) 道路両側	0.4 キロメートル	終日	自動車 (二輪車を除く)	水戸
32	市道	水戸市泉町1丁目6番18号先から同市同町1丁目5番地先まで (常陽銀行中文店前交差点から伊勢甚車庫前十字路まで) 道路両側	0.14 キロメートル	終日	自動車 (二輪車を除く)	水戸
33	県道	水戸市大工町1丁目2番28号先から同市常磐町6349番地先まで (大工町交差点から常磐陸橋入口交差点まで) 道路両側	1.4 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸

同表35の項を次のように改める。

35	市道	水戸市大町1丁目1番地先から同市新荘2丁目7番24号先まで (水戸地裁前交差点から水戸一中前交差点まで) 道路両側	2.6 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸
----	----	---	---------------	----	----------------	----

同表66および67の項を次のように改める。

66	県道	水戸市大工町2丁目2番1号先から同市末広町1丁目2番47号先まで (大工町日石給油所前交差点から紙善前交差点まで) 道路両側	0.6 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸
67	市道	水戸市泉町1丁目2番32号先から同市同町1丁目7番1号先まで (東京新聞水戸販売所前交差点から美好野陶器店前交差点まで) 道路両側	0.11 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸

同表79の項を次のように改める。

79	市道	水戸市三の丸1丁目4番1号先から同市三の丸1丁目6番51号先まで (市役所下交差点から三の丸小学校正門前交差点まで) 道路両側	0.17 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸
----	----	---	----------------	----	----------------	----

同表101の項を次のように改める。

101	市道	水戸市大工町2丁目5番1号先から同市末広町1丁目5番43号まで (吉田商店前交差点から峰頂方前交差点まで) 道路両側	1.0 キロメートル	終日	自動車 (二輪を除く)	水戸
-----	----	--	---------------	----	----------------	----

同表161および162の項を次のように改める。

161	県道 および 市道	水戸市東原2丁目7番31号先から同市 末広町2丁目1番35号先まで (自由ヶ丘交差点から国立病院前を 経て長山輪店前交差点まで) 道路両側	1.2 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸
162	市道	水戸市末広町2丁目1番1号先から同 市末広町2丁目5番地先まで (屋代金物店前交差点から乃利吉洋服 店前交差点まで) 道路両側	0.06 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸

同表210および211の項を次のように改める。

210	市道	水戸市泉町3丁目7番31号先から同市 同町3丁目7番1号先まで (スズモト運動具店前交差点から高根 耳鼻咽喉科医院前交差点まで) 道路両側	0.07 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸
211	市道	水戸市備前町6番43号先から同市同町 6番52号先まで (田谷工務店前から田谷タバコ店前交 差点まで) 道路片側	0.1 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸

同表221の項を次のように改める。

221	市道	水戸市東原1丁目3番17号先から同市 西原3丁目5番39号先まで (日産サニー前交差点から森永製菓前 五差路まで) 道路両側	1.1 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸
-----	----	--	-------------------	----	--------------------	----

同表227の項を次のように改める。

227	県道 および 町道	北相馬郡取手町取手乙1487番地先から 同郡同町青柳146番地先まで (矢羽根農機具店前交差点から大豊建 設前交差点まで) 道路両側	1.8 キロメ ートル	午前7時 から 午後9時 まで	自動車 (二輪を 除く)	取手
-----	-----------------	--	-------------------	--------------------------	--------------------	----

同表229の項を次のように改める。

229	町道	北相馬郡取手町白山前4番地の12先か ら同郡同町井野1945番地の5先まで (競輪場前から常総線踏切まで) 道路両側	0.25 キロメ ートル	午前7時 から 午後9時 まで	自動車 (二輪を 除く)	取手
-----	----	---	--------------------	--------------------------	--------------------	----

同表240の項を次のように改める。

240	市道	水戸市末広町1丁目3番6号先から同 市上水戸2丁目4番15号先まで (上水戸駅入口交差点から西野肉店前 交差点まで) 道路両側	0.8 キロメ ートル	終日	自動車 (二輪を 除く)	水戸
-----	----	---	-------------------	----	--------------------	----

同表314号の項の次に次のように加える。

315	県 道	北相馬郡取手町取手甲822番地の2先から同郡同町取手甲906番地先まで (取手町公証人役場前交差点から竹村医院前交差点まで) 道路両側	1.0 キロメ ートル	午前7時 から 午後9時 まで	自動車 (二輪を 除く)	取 手
316	町 道	北相馬郡取手町井野3040番地先から同郡同町井野3055番地先まで (取手一高西角から古谷方前まで) 道路両側	0.3 キロメ ートル	午前7時 から 午後9時 まで	自動車 (二輪を 除く)	取 手

一方通行の表50の項の次に次のように加える。

51	市 道	水戸市上水戸3丁目7番39号先から同市上水戸4丁目5番12号先まで (海野商店前から曙町五差路への一方通行)	0.5 キロメ ートル			水 戸
52	市 道	水戸市上水戸4丁目1番63号先から同市上水戸4丁目5番12号先まで (金木屋材木店前から白鳥自動車整備工場方面への一方通行)	0.4 キロメ ートル			水 戸
53	県 道	北相馬郡取手町取手甲822番地の2先から同郡同町取手甲331番地先まで (取手駅西口方面から白山前交差点方向への一方通行)	0.2 キロメ ートル			取 手

一時停止の表1429の項の次に次のように加える。

1430	水戸市八幡町9番1号先 (太郎坂下交差点)	水 戸
1431	水戸市金町3丁目4番地先 (太郎坂下交差点)	水 戸

徐行の表1の項を次のように改める。

1	削 除
---	-----

横断歩道の表518の項を次のように改める。

518	削 除
-----	-----

同表1666の項の次に次のように加える。

1667	国 道 6号線	土浦市中高津216番地先から同市中高津224番地先まで (阿部鉄工所前から朝日食堂前まで)	土 浦
1668	県 道	土浦市中高津224番地先から同市中高津165番地先まで (朝日食堂前から飯田方前まで)	土 浦
1669	国 道 118号線	久慈郡大子町大字川山1015番地先から 同郡同町同字449番地の1先まで (宮川公民館前からおおうち屋前まで)	大 子

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年12月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道取手筑波線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
筑波郡筑波町大字君島字策木崎, 中島, 川島, 大日前, 才田, 橋向, 柳山及
び字善郷地
筑波郡大穂町大字佐字上川, 北久保及び字後世淵
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和44年12月11日から
昭和45年3月31日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所